年金事務所 282(22)6074、4134

国民年金保険料の後納制度

納められます! 過去10年分まで国民年金保険料が

9月までの3年間に限り、過去10年 ができなかった国民年金保険料につ 分まで納めることができる制度です。 いて、平成24年度10月から平成27年 後納制度とは、時効で納めること

◇後納制度のメリット

①将来受け取る年金額が増額でき ます。

②年金の受給資格が得られる可能 性があります。

◇ご利用いただける方

①20歳以上60歳未満の方:10年以 内に未納期間や未加入期間があ

②60歳以上65歳未満の方:①の期 間のほか任意加入中に未納期間 がある方

※すでに老齢基礎年金を受給してい る方は、 ③65歳以上の方:年金受給資格が なく①や②の期間がある方 利用することができませ

◇お申込みいただく際の注意事項

①古い月分から順番に納付するこ とになります。

②保険料の追納と同様に、当時の されます。 保険料の額に一定の金額が加算

※なお、後納制度を利用するために せていただきます。 できるかを日本年金機構で審査さ お申込みが必要となり、 利用

~よくある相談事例~

すか? 険者の記録がもれています。なぜで 61年3月までの国民年金第3号被保 夫の被扶養者になりましたが、昭和 (Q):結婚してサラリーマンである

者の方には、国民年金への強制的な きる「任意加入」となっていました。 加入義務はなく、申出により加入で 険等の被用者年金制度加入者の配偶 たのは「昭和61年4月」からです。 A:国民年金第3号の制度が始まっ 昭和61年3月までは、厚生年金保

料から天引きされるかたちで納付し る妻(または夫)の保険料は、 ているのではないのですか? 号保険者である夫(または妻)の給 Q): 国民年金第3号被保険者であ 第 2

れているわけではありません。 るわけではありません。 がご夫婦二人分の保険料を納めてい ており、第2号保険者である配偶者 者年金制度から拠出金として負担し 保険料はその配偶者の加入する被用 国民年金第3号被被保険者の方の

ります。 期間は、 国民年金第3号被保険者の 「保険料納付済期間」とな

か? と聞いています。私は、大学生であ A:学生の国民年金加入が義務づ からとなっているのはなぜでしょう た平成2年8月に20歳になりました (Q):国民年金は20歳から加入する 国民年金の加入が平成3年4月

です。 けられたのは「平成3年4月」から

ることになりました。 ならないこともあり、平成3年4月 たケガや病気では障害年金の対象に 年金に加入していない期間に発生し 金は任意加入でした。しかし、国民 3月まで20歳以上であっても国民年 1日から国民年金の加入を義務付け 大学等の学生の場合は、平成3年

わたしの年金記録は大丈夫でしょう (Q):年金手帳が複数ありますが、

記録を管理しています。 A:現在は一つの基礎年金番号で

A:配偶者のお給料から天引きさ

ください。 きをする際に記録がもれる可能性は 数お持ちの場合は、年金の請求手続 号で管理しています。年金手帳を複 ありますので、 民年金等の記録は一つの基礎年金番 平成9年から、厚生年金保険や国 年金事務所にご相談

